

議案第3号

斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 安全計画の策定等の義務規定の新設(第7条の2の新設規定)

家庭的保育事業者等に対して、利用乳幼児の安全の確保に関する計画の策定等を義務付ける規定を新たに設けるものです。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の義務規定の新設(第7条の3の新設規定)

家庭的保育事業者等に対して、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合における所在の確認を義務付ける規定を新たに設けるものです。

(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正(第10条の改正規定)

インクルーシブ保育を可能にするため、家庭的保育事業者等が、他の社会福祉施設を併設するとき、保育に支障がない場合に限り、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるよう改正するものです。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除(第13条の改正規定)

民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことから、本条例においても、懲戒に関する規定の削除を行うものです。

(5) 衛生管理等に関する規定の改正(第14条第2項の改正規定)

家庭的保育事業者等が講じる必要のある感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関して必要な措置を明確化し、研修及び訓練の定期的な実施に関する規定を追加するものです。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行します。

(2) 経過措置

家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー等を備えること及びこれを用いることにつき、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることとします。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる装置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないものとします。